平成２２年（フ）第１２５５号
北九州市小倉南区中吉田６丁目25番８号201
債務者　中野　リエ（旧姓高下）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２６３号
北九州市小倉北区明和町１番45―505号
債務者　奥田　　太
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２６４号
北九州市小倉北区泉台２丁目13番11―205号
債務者　佐藤　文代（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２６５号
北九州市小倉南区徳力７丁目５番15号
債務者　木村　勝彦
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６８７号
埼玉県草加市栄町３丁目１番33号―805
債務者　齋藤　宏子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１２１０号
北九州市小倉南区沼本町１丁目12番24号
債務者　高橋富士王
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２１１号
北九州市小倉南区沼本町１丁目12番24号
債務者　高橋さとみ
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２１９号
北九州市小倉南区長尾１丁目12―５古澤正人方
債務者　宮本　寛子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２２０号
北九州市戸畑区天神２丁目７―23シャトレ天神Ⅱ407号室　山口葵方
債務者　福重加奈子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２３９３号
横浜市旭区二俣川２丁目44番地　磯崎アパート201
債務者　出口喜美子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８７１号
横浜市神奈川区大口仲町111番地
債務者　北村　仁美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９９７号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵２丁目８番28号　コーポ湘南113号
債務者　菅谷　　晃
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５７６号
横浜市戸塚区柏尾町1217番地１　コーポ益田Ｂ―102号
債務者　山下　剛史
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５８３号
神奈川県海老名市国分南３丁目13番61―207号
債務者　新井　美穂
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５８４号
神奈川県大和市南林間８丁目７番６号　ハイツ井上102号
債務者　渡邊　勝美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５８７号
横浜市神奈川区台町11番地16　ベリフェリーク横濱台町702号
債務者　地頭所香里（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５８号
川崎市麻生区千代ヶ丘７丁目６番地５　ファミーユＨ203、前住所川崎市麻生区上麻生７丁目43番18―304号　ミラヴェル麻生
債務者　田川　　厚
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係